

NBL Square

カルテル事件調査対象企業におけるコンプライアンス ——従業員懲戒処分等をめぐる 米国司法省高官発言から

弁護士*

平山賢太郎

Kentaro Hirayama

米国司法省が日本企業に対する国際カルテルの摘発を拡大し、企業や従業員に厳しい制裁を課していることが広く報道されるようになり、日本企業における独禁法コンプライアンス体制のあり方が改めて問われている⁽¹⁾。

このような中、本年9月9日に米国司法省反トラスト局Brent Snyder次長が国際商業会議所等の共催するワークショップにおいて、また翌10日にはBill Baer局長がジョージタウン大学ローセンター主催の国際シンポジウムにおいてそれぞれスピーチを行ったところ⁽²⁾、その内容が、米国司法省によるカルテル事件調査を受け司法取引により有罪答弁を行う企業（被疑事業者）における従業員懲戒処分等やコンプライアンスプログラム確立に関する米国司法省の姿勢を認識させるなど、興味深い内容を含むものとして注目されている。本稿では、Baer局長のスピーチを中心として、また従業員懲戒処分等に関するスピーチ内容を中心として、その内容をご紹介しますこととしたい。

Bill Baer局長によるスピーチはカルテル事件調査をテーマとして行われた。このスピーチではまず、冒頭でリニエンシー制度の運用や実績を紹介し、また、カルテルへの関与ありと信じるに足りる理由があり訴追の可能性ある者のみを司法取引における訴追免責の対象外（いわゆる「カーブアウト」の対象）とするよう限定することとした旨⁽³⁾の説明をす

るなどした後、前日のSnyder次長のスピーチと同じく、司法取引により有罪答弁を行う企業におけるコンプライアンスプログラムをめぐる問題へと話題を移していった。

Baer局長は、調査が開始されるまで違法行為を探知できずにいたような企業がコンプライアンスプログラムが有効に機能していたと主張することは困難であると述べ、司法取引により有罪を認める企業は会社の「文化」を改革しコンプライアンスを真剣に考慮する企業へと変わっていくことが期待されると説いた。その上でBaer局長は、司法取引に応じて有罪答弁をする企業が一方ではコンプライアンスプログラムが有効に機能していると主張しつつ、他方ではカーブアウトされてもなおカルテル関与の責任を認めない管理職等の雇用を続けようとする例がみられることを明らかにし、とりわけ、カーブアウトされてもなお責任を認めない管理職・役員を①実質的な権限を伴う地位や、②直接・間接にカルテル行為への関与を続けることのできる地位や、③企業のコンプライアンス体制やその改善の取組みを監督する地位や、④当該管理職等を訴追するための証人として（米国の法廷で）証言することとなる者の上司たる地位に留めているような場合には、コンプライアンスプログラムを構築したり既存プログラムを改善したりする旨の誓約に深刻な疑義が生じることとなる旨の批判を加えた。そして、このようなケースにおいては当該企業に保護観察措置（probation）を付し裁判所の監督下において実効的なコンプライアンス体制を構築させることも検討されることとなると明言した⁽⁴⁾。

なお、Baer局長は、調査を受け司法取引を行ったのちに実効的なコンプライアンスプログラムを構築した企業であれば、再び司法省の調査を受ける事態を招くことはないだろうとも述べている。しかし同時に、これができなかった企業について米国司法省が再び違法行為を探知すれば重大な制裁を課すこととなる旨警告し、その例として、マリンホースカルテル事件について司法取引を行ったものの際に自動車部品カルテルへの関与を米

国司法省に対して明らかにしなかった日本企業が、その後自動車部品カルテルについて米国司法省による調査の対象となり、自動車部品カルテル事件における罰金額を1億ドル(約105億円)以上増額され保護観察措置にも付されたという最近の事例を紹介している。

米国司法省によるカルテル事件審査においては、近年、数多くの日本企業が調査対象とされており、司法取引に応じて有罪答弁を行う企業が次々に現れている。また、人数等詳細は公表されていないものの、いわゆるカーブアウトの結果、訴追される可能性のある状況に置かれている役員・従業員もすでに相当数に及んでいるものとみられる。

本稿でご紹介した米国司法省高官スピーチは、米国司法省が、日本企業に対する調査を拡大していく一方で、従業員の適正な処遇や社内監査の徹底が重要であるという意識を日本企業等へと浸透させていくという新たな課題に直面していることを窺わせるものであり興味深い。また本スピーチは、米国司法省による調査を受けている日本企業が今後司法取引を行うことを検討するに当たってあらかじめ備えておくべき「その後」の課題を示唆している点においても重要であるといえよう。

- (1) わが国においては、本年9月、公正取引委員会が東証一部上場企業を対象として独禁法

コンプライアンス体制に関する実態調査を開始している。

- (2) 米国司法省はこれらの内容を米国司法省ウェブサイトにおいて公表している。参照：Brent C. Snyder “Compliance is a Culture, Not Just a Policy” (2014年9月9日<<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/308494.pdf>>) および Bill Baer “Prosecuting Antitrust Crimes” (2014年9月10日<<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/308499.pdf>>)。
- (3) 参照：“STATEMENT OF ASSISTANT ATTORNEY GENERAL BILL BAER ON CHANGES TO ANTI TRUST DIVISION’S CARVE-OUT PRACTICE REGARDING CORPORATE PLEA AGREEMENTS” (米国司法省報道発表2013年4月12日<http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2013/295747.pdf>)。
- (4) 米国カルテル事件(刑事事件)において保護観察措置が用いられ監督人が置かれた唯一の先例として、液晶国際カルテル事件における台湾企業(AU Optronics Corporation)に対する件がある。この案件において監督人に選任された弁護士による保護観察制度についての解説として、国際競争ネットワーク2014年カルテルワークショップ(各国競争当局による国際会議)における配布資料(2014年10月3日<<http://www.ftc.gov.tw/icn-cartel2014/pdf/2014.10.03.%20BOS%2014%20%20Robert%20Tarun.pdf>>)がある。

* 伊藤見富法律事務所